

# 遺言書

～ 遺される家族のために安心を贈る ～

やさしい遺言の書き方教室

このテキストは、高齢者の方も読みやすい文字のサイズで作成しております。  
また、行間にも余裕を持たせています。

行政書士 千葉県庁前事務所  
行政書士 山下敬司

〒260-0855  
千葉県千葉市中央区市場町2番15号  
渡辺ビル203  
TEL 043-301-3654  
FAX 043-301-3653

## はじめに

遺言書とは、死が目前に迫ったときに作成するものだと思ってい  
ませんか？

あるいは自分には必要のないものだと思っていないですか？

遺言書とは、テレビドラマや映画に出てくるような、莫大な資産  
を持ち、仲の悪い家族達に囲まれた、孤独な老資産家にしか必要の  
ないものではありません。

ごく普通の人にとっても必要とされるものです。

人は生前、自分の意志で自由に財産を処分できますが、万が一の  
ことがあった場合、遺された家族達は故人の意思を確かめることが  
出来ません。

故人の意思を最大限尊重したくとも、その意思を確認するすべが  
無ければどうしようもありません。

そのときに“遺言書”という、形になったものが遺されていたな  
ら、遺された家族は故人の意思を確認することができ、その内容に  
沿った形での財産の分配が可能になります。

遺言書を作成することによって、遺された家族達に無用の心配を  
かけることが避けられます。

生前に遺言書を作成しておくことは、決して“自分には全然関係  
のないこと”でも、“縁起でもないこと”でもありません。

遺される家族のための思いやりとして、そして安心を贈るために、  
遺言書を作成しておくことをおすすめします。

## **遺言とは**

遺言（「いごん」または「ゆいごん」）とは、遺言を作る人（遺言者）が、自分の死後の法律関係（財産、身分など）を、一定の方式に従って定める、最終的な意志表示のことです。

わかりやすく言うと、自分が死んだ時に、「財産を誰々に遺す」とか、「実は隠し子がいた」とかいったことを、死ぬ前に書いて遺しておくことです。

注意しなければならないのは、遺言の方式は法律で定められているので、それに違反する遺言は無効になってしまうということです。

遺言は死ぬ前であれば、いつでも本人の意志で自由に変更（撤回）することができます。

もちろん変更（撤回）するときも、法律上の決まりを守らなければいけません。

遺言で定めることが出来る内容も法律で決まっていますので、それ以外の事柄について定めても何の効力もありません。

もちろん「他人の財産を息子にあげる」などといったことは認められません。

遺言で定められるのは、自分が持っている権利の範囲内のみということですが。

## **なぜ遺言が必用なのか**

遺言とは、「人の最終意思に、死後の法的効果を認めて、その実現を保証する制度」です。

家庭裁判所に持ち込まれる相続争いの多くは、正式な遺言書がないためだといわれています。

長きにわたり一生懸命働いて築いた財産をめぐって、遺された肉親同士が遺産争いを繰り広げるようでは天国にいる故人もやりきれないものでしょう。

子孫の幸福のためになるべき遺産が、骨肉の争いを引き起こし、不幸の原因になってはたまりません。

財産のある人は、生前に自分の財産の状況とその分配方法等を定めた遺言を作成すべきです。

遺言は、遺産をめぐるトラブルを防ぐ最善の方法であるとともに、遺産を遺された家族のために生かす出発点でもあります。

また、遺すのは借金だけだという場合でも、遺された家族が法的な手続（相続放棄）により借金の返済義務を負わなくてすむよう、その内容を遺言というかたちで書き遺しておきたいものです。

## 遺言によって財産を与えることを「遺贈」といいます。

遺言によって財産を与えることを「遺贈」といいます。

これは、財産を受ける側の意思に関わりなく贈ることができますので、「あげます」、「はい、もらいます」という無償の契約である「贈与」とは法律上区別されています。

遺言によって被相続人の意思が明確に示されていれば、相続のトラブルの多くは防ぐことができるでしょう。

## 遺言で出来ること

遺言で出来る事柄は法律で定められている一定の事項に限られません。

### (1) 狭義の相続に関する事項

- ①推定相続人の排除・取消し
- ②相続分の指定・指定の委託
- ③特別受益の持戻しの免除
- ④遺産分割の方法指定・指定の委託
- ⑤遺産分割の禁止
- ⑥共同相続人の担保責任の減免・加重
- ⑦遺贈の減殺の順序・割合の指定

### (2) 遺産の処分に関する事項

- ⑧遺贈
- ⑨財団法人設立のための寄付行為
- ⑩信託の設定

### (3) 身分上の事項

- ⑪認知
- ⑫未成年者の後見人の指定
- ⑬後見監督人の指定

- (4) 遺言執行に関する事項
  - ⑭遺言執行者の指定・指定の委託
  
- (5) 学説で認められている事項
  - ⑮祖先の祭祀主宰者の指定
  - ⑯生命保険金受取人の指定・変更

### 遺言でどこまでできるか？

遺言による遺産の処分にも限界があります。

#### (1) 「遺留分」に注意する。

遺留分は、遺言でも変えることができない、相続人が財産をもらうための最低限の割合です。

遺留分を持っているのは、配偶者、子供、親だけで、兄弟姉妹にはありません。

これを侵害している場合は、侵害を受けた相続人からの請求によって返さなければいけません。(請求がなければ返す必要はありません。)

たとえば、「愛人に全財産を相続させる」という内容の遺言を作っても、「遺留分権利者(配偶者、子供、親)」がその財産のうちそれぞれの遺留分に相当する財産を「減殺」する(とりもどす)ように求めれば、遺言のとおりになりません。

これを「遺留分減殺請求権」の行使といいます。

自分の財産をどれくらい自由に処分できるかといいますと、遺留分の割合を差し引いたのこりということになります。

## (2) 相続人に遺す最低相続割合とは。

遺言者の財産のうち、一定の相続人に遺さなければならない割合を遺留分といいます。遺留分の権利者とその割合は次項のとおりです。

遺言者の権利者は、法定相続人のうち子や孫などの直系卑属、父・母などの直系尊属と配偶者に限られており、兄弟姉妹には遺留分がありません。

例えば、遺言者が死亡、法定相続人が妻と子二人で「遺産の全てを長男に与える」といった内容の遺言があった場合、妻ともう一人の子には遺産がないということになります。

つまり、妻ともう一人の子の遺留分を侵害しているというわけです。

## (3) 遺留分を侵害されたらどうするか。

遺留分が侵害されていても、相続人が遺言どおりの配分を了承するならば、特に問題はありません。

遺留分を侵害された人は、遺留分に基づく減殺（げんさい）請求をする必要があります。ただし、1年以内に主張しておかないと権利を失います。

遺留分減殺の請求権は、遺留分権利者が相続開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから、1年間行わないとき、または相続開始のときから10年を経過したときも時効によって消滅します。

（減殺請求…不足分を取り戻すため請求すること）

### 遺留分

1. 直系尊属だけが相続人である場合は被相続人の財産の  $1/3$
2. その他の場合は被相続人の財産の  $1/2$

〔例〕妻と子2人が相続人の場合、

- ・妻の遺留分は4分の1 ( $1/2 \times 1/2$ )
- ・子1人の遺留分は8分の1 ( $1/2 \times 1/4$ )

法定相続人の例	遺留分の合計	相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	$1/2$	配偶者	1	$1/2$
配偶者と子供2人	$1/2$	配偶者	$1/2$	$1/4$
		子供	$1/4$ ずつ	$1/8$ ずつ
子供2人	$1/2$	子供	$1/2$ ずつ	$1/4$ ずつ
配偶者と父母	$1/2$	配偶者	$2/3$	$1/3$
		父母	$1/6$ ずつ	$1/12$ ずつ
配偶者と兄弟2人	$1/2$	配偶者	$3/4$	$1/2$
		兄弟	$1/8$ ずつ	なし
父母	$1/3$	父母	$1/2$ ずつ	$1/6$ ずつ
兄弟2人	なし	兄弟	$1/6$ ずつ	なし

## 遺言書を作成すべきケース

以下のようなケースでは、遺言書を作成することを強くおすすめします。

(遺言書が無くては不可能な場合もあります)

法定相続分と異なる配分をしたい場合	相続人それぞれの生活状況などに考慮した財産配分を指定できます。
遺産の種類・数量が多い場合	遺産分割協議では、財産配分の割合では合意しても、誰が何を取得するかについては(土地・株式・預貯金・現金など色々な種類の財産があります)なかなかまとまらないものです。遺言書で指定しておけば紛争防止になります。
配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合	配偶者と義理の兄弟姉妹との協議は、なかなか円満には進まないものです。遺言書を作成することにより、すべて配偶者に相続させることができます。
農家や個人事業主の場合	相続によって事業用資産が分散してしまえば、経営が立ち行かなくなります。このような場合も遺言書の作成が有効です。
相続人以外に財産を与えたい場合 ※遺言書がなければ不可能と教えてください。	内縁の配偶者、子の配偶者(息子の嫁など) 生前特にお世話になった人や団体 公共団体などへの寄付
その他遺言書を作成すべき場合	先妻と後妻のそれぞれに子供がいる 配偶者以外の者との間に子供がいる(婚外子) 相続人の中に行方不明者や浪費者がいる 相続人同士の仲が悪い

## 遺言の方式

～ 法律に定める方式以外の遺言は無効です。 ～

民法によれば、遺言は、この法律（民法）に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。と規定されています。

つまり、民法の規定に従わない遺言書は有効とは認められないということです。

民法では普通方式の遺言として、以下の3つを規定しています。

自筆証書遺言	遺言者が、遺言内容の全文・日付・氏名を自分で書いた上で押印します。これらが欠けたものは無効となります。問題点としては、法律的に間違いのない文章を作成することはなかなか困難なことですし、保管上の問題もあります。遺言執行の際には家庭裁判所で「検認手続」をしなければなりません。よく筆跡鑑定などで真実性が争われているのが、この遺言書です。
秘密証書遺言	遺言者が署名・押印した遺言書を封書にして公証人に提出します。この場合は自筆証書遺言と違い、本文は自筆でなくても構いません。やはりこの方式の遺言書も、内容の正確さの問題や検認手続の問題があります。
公正証書遺言	証人2人以上の立会いのもと、遺言の内容を公証人に伝え、筆記してもらった上で読み聞かせてもらいます。その筆記に間違いがないことを確認した上で署名・押印します。この方式の遺言書が一番おすすめできるものです。

## 「家庭裁判所の検認手続」とは

公正証書遺言以外の遺言は、遺言の執行前に、家庭裁判所の「検認」を受けなければなりません。

「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など「検認」の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

上記のように、「検認」は、遺言の有効・無効を判断する手続ではありませんが、検認を受けずに遺言を執行した場合には過料に処されるので注意しなければなりません。

## 公正証書遺言とは

～ 安全・安心・確実な遺言書 ～

公正証書遺言には、次のような利点があります。

1. 原本が公証役場に保管されるため、紛失や偽変造の恐れがありません。
2. 家庭裁判所における検認手続が不要です。
3. 法律の専門家である公証人が作成しますので、内容に間違いがありません。

## 遺言執行者について

～ 遺言は執行されなければ意味がありません。 ～

遺言の内容を実現するための手続きを行う人を遺言執行者といいます。

遺言執行者を遺言で指定しておけば、その遺言執行者が遺言の内容を実現してくれます。

遺言執行者は相続人でも第三者でもなれますが、信頼できる相続人かあるいは行政書士などの専門家を指定しておくことが賢明です。

また遺言執行者の報酬についても、遺言で定めておくことができます。

## 自筆証書遺言の例

この遺言は、必ず遺言者本人の自書（全文自筆）で、できるだけ内容をわかりやすく（明確に）記載してください。

（縦書きでも横書きでも結構です。）

### 遺 言 書

遺言者 ○○○○は、次のとおり遺言する。

一、遺言者はその所有に係る次の不動産及び預金を妻、○○○○に相続させる。

- (一) ○○県△△市××町○丁目○番□号 宅地□□平方メートル
- (二) 同所同番地所在 家屋番号同所○○番  
木造瓦葺二階建居宅一棟 床面積△△平方メートル
- (三) 遺言者名義の○○銀行○○支店の定期預金全部

二、遺言者はその所有に係る次の不動産を長男、○○○○に相続させる。

○○県△△市××町○丁目×番△号 宅地□□平方メートル

三、遺言執行者として○○県△△市○○町○○番地の行政書士、○○○○を指定する。

平成○年○月○日

**（注）日付も自書です（○月吉日という書き方やゴム印は不可）**

○○県△△市××町○丁目○番□号

遺言者 ○○○○郎 印 **（注）署名捺印は必ずする。**

昭和○○年△△月□□日生

**（注）遺言者を特定できるように生年月日を記載するのが望ましい。**

## 法定相続分

法定相続分は、遺言がない場合に相続人がもらうことができる財産の割合です。遺言がある場合は、遺言の内容が優先されます。

配偶者	相続人が配偶者しかいない場合は、もちろん全部の財産を相続します。他に相続人がいる場合でも常に2分の1（半分）を相続することができます。
子供	配偶者がいる場合は2分の1、配偶者が死亡している場合は全部を相続します。子供が複数いる場合は、人数で割ることになります。婚姻外の子供（愛人の子供など）は、婚姻内の子供の半分となります。
親	子供（被相続人の子供）がいる場合、親（被相続人の親、子供から見れば祖父母）は相続できません。配偶者がいる場合は3分の1、配偶者も子供もいない場合は全部を相続します。父母共に健在のときは、半分ずつ分け合うこととなります。
兄弟姉妹	兄弟が相続できるのは、親も子供もいない場合です。配偶者がいる場合は4分の1、いない場合は、全部を相続します。2人以上いる場合は均等に分け合います。

## 相続財産の種類

土地 現金 家屋 借地権 宝石 書画骨董 株式  
公社債 投資信託 預貯金 自動車 電話加入権 など

## 相続人のために・・・相続するときの注意点

～ 相続したくないときは相続を放棄しましょう。～

相続すると、被相続人（死んで財産を遺す人）のプラスの財産（資産）もマイナスの財産（借金）も受け継ぐことになります。

借金の方が多いなどの場合には相続を放棄することができます。

これは、相続開始（被相続人の死亡）を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し込んで手続きをします。

相続を放棄しないで3ヶ月が経ってしまうと、相続をすることが決定してしまいますので注意しましょう。

借金の方が多くても、プラスの資産に価格以上の値打ちがある場合もありますので、よく考えてから承認・放棄を決めましょう。

専門家とよくご相談されることをおすすめします。

メモ